

## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「ECO-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、関係機関は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

なお、町は、災害が発生するおそれがある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに町、道及び防災関係機関は、災害区域における災害予防策を講じる。

### 第1節 災害危険区域等

#### 第1 災害危険区域等

町内において災害の発生が予想される災害危険区域は、資料編に掲載する資料28から32のとおりである。

区 分		該当箇所数	備考
土砂災害警戒区域	地すべり	1	資料30
	急傾斜地の崩壊	35	資料30
	土石流	18	資料30
山地災害危険地区	山腹崩壊	36	資料31
	崩壊土石流出	11	資料31
津波浸水想定区域図			資料32

- ※ 土砂災害警戒区域は、令和2年1月28日付け北海道告示第60号、第61号及び令和3年6月4日付け北海道告示412号、第413号の指定箇所を掲載
- ※ 山地災害危険地区は、北海道が調査を実施し公表している箇所を掲載
- ※ 津波浸水予測図は、令和3年平成24年7月19日に北海道が公表した「北海道太平洋沿岸における津波浸水想定」を掲載

## 第2 危険物貯蔵所等

町内における危険物貯蔵所等の所在は、資料33のとおりである。

区 分	該当箇所数	備考
危険物貯蔵所等所在区域	36	資料33

- 資料編 [各種資料]
  - 資料28 高波・高潮・津波等危険区域
  - 資料29 市街地における低地帯の浸水予想区域
  - 資料30 土砂災害警戒区域
  - 資料31 山地災害危険地区
  - 資料32 津波浸水想定区域図
  - 資料33 危険物貯蔵所等所在区域

## 第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者（町）

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- 2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- 3 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。
- 4 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

### 第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### 第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加促進
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

### 第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
  - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
  - (2) 防災の心得
  - (3) 火災予防の心得
  - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
  - (5) 農作物等の災害予防事前措置
  - (6) 船舶等の避難措置
  - (7) その他
- 5 災害の応急措置
  - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
  - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
  - (4) 災害時の心得
    - ア（家庭内、組織内の）連絡体制
    - イ 気象情報の種別と対策
    - ウ 避難時の心得
    - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
  - (1) 被災農作物等に対する応急措置
  - (2) その他

7 その他必要な事項

**第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進**

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

**第6 普及・啓発の時期**

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

### 第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画に定めるところによる。

#### 第1 訓練実施機関

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、道、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努める。さらに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

#### 第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施に努める。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 救難救助訓練
- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

#### 第3 町防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、町及び町防災会議が主唱し、防災会議構成機関及び各関係機関と連携の上、実施する。

##### 1 総合防災訓練

避難訓練、災害救助、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

##### 2 災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

##### 3 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

#### 第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道、防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の訓練の実施に努める。

#### 第5 民間団体等との連携

町、道、防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア、要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練の実施に努める。

#### 第6 自主防災組織等が行う訓練への支援

町は、地域における防災関係機関や防災リーダー等と連携しながら、自主防災組織等が行う訓練への支援を行う。

#### 第7 複合災害に対応した訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

## 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

### 第1 食料その他の物資の確保

- 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- 2 道は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、町が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の調達体制の整備に努める。
- 3 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

### 第2 防災資機材の整備

町及び関係機関は、自主防災組織や自治会等と連携して、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。



**第3 災害時等における生活必需物資の調達に関する協定**

平常時の物資備蓄にかかる空間的及び金銭的成本を抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における生活必需物資の調達に関する協定の締結を進めていく。

**第4 備蓄倉庫等の整備**

町は防災資機材倉庫等（資料34）の整備に努める。

○資料編 [各種資料] 資料34 防災資機材倉庫等

## 第5節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援し、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

### 第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

### 第2 相互応援(受援)体制の整備

#### 1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

## 2 釧路東部消防組合浜中消防署

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努める。

## 3 防災関係機関等

あらかじめ、町、道、その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

### 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、浜中社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努める。

### 第1 自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

#### ○資料編 [各種資料] 資料35 自主防災組織一覧

### 第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておく。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

### 第4 自主防災組織の活動

#### 1 平常時の活動

##### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。

カ 指定避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設・運営方法等を習得する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

**2 非常時及び災害時の活動**

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避等避難（以下、「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町は、「北海道地域防災マスター」等の地域の防災活動におけるリーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図るとともに人材の養成に努める。

※ 北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構え等を身につけた上で認定される。なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われる。

## 第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

### 第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために、指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。  
また、必要に応じて避難所の解放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 2 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと地域住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から地域住民等への周知徹底に努める。
- 3 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 4 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒の保護者への引渡しに関するルール等を定めた学校防災マニュアルの作成を促す。
- 5 町は、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。
- 6 避難行動要支援者等の避難誘導は、本章第8節「避難行動要支援者等対策計画」を準用する。

### 第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘察し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。  
また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであ

ることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

- 2 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 3 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 4 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに告示しなければならない。

- 資料編 [各種資料]
- 資料36 避難階段、避難経路
  - 資料37 指定避難所
  - 資料38 指定緊急避難場所
  - 資料39 広域避難場所
  - 資料41 待避所

### 第3 指定避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
  - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
  - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
  - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定にあつては、次の事項について努める。



- (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
  - (2) 福祉施設や指定一般避難所の一部スペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
  - (3) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、通信設備等の整備を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力の確保に努める。
  - (4) 町は、指定管理施設が指定避難所になっている場合は、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
  - 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
  - 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに告示する。

#### 第4 町における避難計画の策定等

##### 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

##### 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、地域住民等の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布及びインターネットによる周知等、その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の促進に努めるものとする。

### 3 避難計画の策定等

町、学校等教育施設及び社会福祉施設並びに医療機関は、迅速かつ円滑な避難行動を実施するため、避難計画の策定に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。

#### (1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を策定する。

また、河川氾濫、内水氾濫、土砂災害、津波等災害は地域によって異なり、またそれらに対する避難の方法も地域によって異なることを踏まえ、災害毎の避難計画の策定に努める。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 避難場所・避難所の管理に関する事項

(ア) 避難場所の秩序保持

(イ) 避難住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア) 町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知

(イ) 緊急速報メールによる周知

(ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

(エ) 避難誘導者による現地広報

(オ) 自主防災組織及び住民組織を通じた広報

ク 要配慮者に対する必要な支援

(2) 防災上重要な施設の管理者等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

ア 避難場所

イ 避難経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

キ 学校等教育施設

多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮し実態に即した適切な避難計画若しくは学校防災マニュアルの作成に努める。

ク 社会福祉施設

施設利用者の活動能力を十分に配慮した避難計画の策定に努める。

ケ 医療機関

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する安全な避難場所についての周知方法を定める等、適切な避難計画の策定に努める。

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 良好な避難生活環境の確保等

1 施設の整備

避難場所として指定されている施設について、施設のバリアフリー化の整備に努める。

## 2 避難場所における備蓄等

食料や飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に必要不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちに提供できるよう、備蓄の推進を図るとともに、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄について検討する。

## 第6 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所や避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

## 第7 避難所等運営マニュアルの作成

避難所の運営が円滑に行えるよう、あらかじめ避難所等運営マニュアルを作成し、避難所等の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にし、町職員以外の者でも、避難所等を運営できるように分かり易いマニュアルの整備を図る。

○資料編 [各種資料] 資料40 応急救護所として指定する施設一覧

## 第8節 避難行動要支援者等対策計画

災害時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりとする。

### 第1 安全対策

町民は、災害が発生した場合、災害情報を迅速にかつ正確に把握し、自らの生命と財産の安全を確保するため適切な行動をとらなければならない。

しかし、乳幼児や高齢者、障がい者、妊産婦、在住外国人等（以下「要配慮者」という。）は、自力で十分な判断、行動がとれないことから、町は、迅速かつ的確に避難できるよう浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱によりプライバシーに十分配慮し、生活状況、居住状況の実態把握に努める。

また、大規模災害時には、通信途絶、交通遮断等が予想されることから、要配慮者の保護と安全について、関係機関、地域住民及びボランティア団体等の協力援助体制の充実に努める。

### ○資料編 [条例・規則等] 資料12 浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱

### 第2 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、基本法第49条の10の規定に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱により作成したものを避難行動要支援者名簿として位置付ける。

#### 1 避難支援等関係者となる者

災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる避難支援等関係者は次に掲げる者とする。ただし、名簿情報を提供することについて同意を得られていない場合は、この限りではない。

- (1) 消防機関
- (2) 警察機関
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 町内会・自治会

#### 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱において登録対象者とされている次に掲げる者とする。

- (1) 要介護3以上の者
- (2) 身体障害者手帳2級以上を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (4) 療育手帳Aを所持する者

(5) その他支援を必要としている者

### 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、関係部局で把握している要介護者等の情報を集約するよう努める。

また、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、適切な管理に努めるものとする。

### 4 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するから、住民の転入・転出や介護認定等の事務を通じて定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

### 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、名簿情報の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 名簿情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (3) 施錠可能な場所に名簿を保管するよう指導すること。
- (4) 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (5) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- (6) 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (7) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

## 第3 避難のための情報伝達

町長は、要配慮者が円滑かつ安全に避難するため、早めに高齢者等避難などを発令する。また、次に掲げる次項のいずれかを組合せた方法により、確実に伝達できるようにする。

- (1) 防災行政無線による伝達（Jアラートシステムによる自動放送を含む）
- (2) 広報車による伝達
- (3) ラジオ、テレビ等による伝達
- (4) 電話による伝達
- (5) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会・自治会、ボランティア、隣人等の協力を得て行う伝達
- (6) 町職員、消防職員、消防団員が直接出向いて伝達
- (7) 緊急速報メール（エリアメール）による伝達
- (8) 町ホームページ等インターネットを利用した伝達

## 第4 避難行動要支援者の避難支援

### 1 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難は、町福祉担当職員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会・自治会、隣人、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

なお、自力歩行等が困難な場合は、車両等を利用して行うものとする。

また、町職員だけでは時間的、人力的に間に合わない場合があるため、要配慮者の意向、家族、親族や町内会・自治会、関係機関の役割分担等、避難行動要支援者ごとに避難支援計画が必要となる。

避難場所、避難所においても、町職員、町内会・自治会、ボランティア、福祉関係機関等が連携を図り、特に、高齢者、障がい者等の健康状態に留意し、プライバシーの確保、休息場所の確保、水、食糧、衛生用品等供給に配慮する。

### 2 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、まず自分の身の安全を確保し、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

## 第5 社会福祉施設の防災対策

### 1 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

### 2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町、消防機関、自治会・町内会、近隣社会福祉施設、ボランティア組織と入所者の実態等に応じた連携、協力が得られるような体制に努める。

### 3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、近隣の社会福祉施設との連携、協力体制を整える。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、消防法に規定された防災訓練及び施設の職員や入所者が災害時にお

いても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者などが入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

## 第6 災害時の援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努め、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

### 1 避難行動要支援者の発見

町は、災害が発生するおそれがある場合及び災害発生後、避難行動要支援者名簿を活用し、直ちに居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努める。

### 2 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、負傷の状況等を判断し、避難所や病院等へ移送する。

### 3 応急仮設住宅への優先的入居

町は、災害発生後に必要に応じて設置する、応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

### 4 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断した場合、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行う。

### 5 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

### 6 乳幼児対策

防災訓練や、防災講座、防災パンフレット等により、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

また、家庭や保育施設における避難態勢を迅速にするため、地域の防災訓練を通じて、町内会・自治会、事業所等、地域ぐるみでの乳幼児避難援助体制の確保に努める。

保育所の施設については、耐震化を図るとともに、施設内の電気器具や窓ガラス及び備品等に対する安全対策に努める。

### 7 高齢者、障がい者等対策

高齢者や障がい者及びその介護者に対して、災害時に適切な行動がとれるように、避難訓練、啓発パンフレット配布、講演会開催等による防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言について積極的に行う。

また、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全確保をするため、家具の転倒防止器具等の取り付けの奨励、家屋の耐震化奨励、住宅用防災警報機設置等の安全対策に努めるとともに、避難にあたっての町職員、社会福祉



協議会、ボランティア、自治会・町内会、消防団、近隣住民等による避難誘導、避難支援体制の確立を図る。

## 8 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる、町内に居住する外国人を要配慮者として位置づけ、災害時に、迅速、かつ、的確な行動がとれるように、様々な機会を捉え、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人向けパンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練、避難訓練への参加や防災教育の指導等を行う。

- (1) 多言語によるパンフレット、広報誌等の配布
- (2) 指定緊急避難場所、避難施設、避難経路等標識、表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

## 第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

### 第1 町防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ町防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、町防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

### 第2 町、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

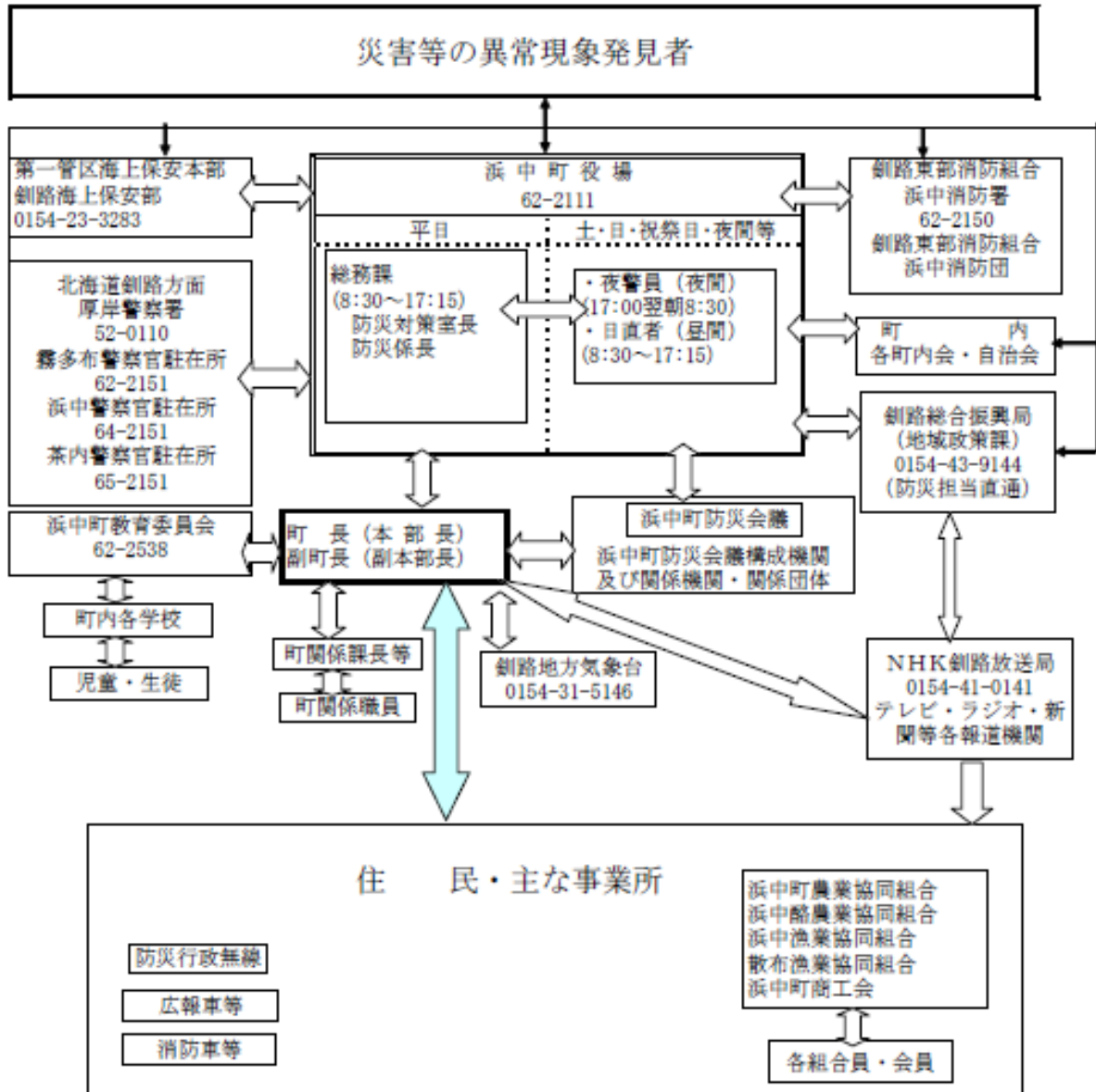
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際には、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
- なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

#### ●無線通信施設

無線通信施設名	所轄機関名	所在地	通信の相手先等
北海道防災行政無線	北海道	浜中町役場(防災対策室)	北海道・道内市町村他関係機関との相互通話及びFAX送受信
浜中町防災行政無線	浜中町	浜中町役場(防災対策室)	固定同報系無線町内屋外拡声子局49箇所及び個別受信機(全世帯及び事業所)への音声、チャイム、サイレンによる一斉通報
浜中町行政無線	浜中町	浜中町役場(防災対策室)	移動系無線基地局(浜中町役場)と移動局(携帯型、車載型)無線機との相互通信
浜中消防署行政無線	釧路東部消防組合 浜中消防署	釧路東部消防組合浜中消防署	消防業務用無線
警察行政無線	釧路方面厚岸警察署	釧路方面厚岸警察署	警察業務用無線

●災害情報等連絡系統図



## 第10節 建築物等災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

### 第1 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の不燃化対策を講ずる。

### 第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、崖地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

## 第11節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

### 第1 消防体制の整備

#### 1 消防計画整備方針

釧路東部消防組合浜中消防署は、消防の任務を遂行するため、町防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

#### 2 消防計画の作成

釧路東部消防組合浜中消防署は、1の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成する。

#### 3 消防の対応力の強化

釧路東部消防組合浜中消防署は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、消防署の対応力強化に努める。

### 第2 消防力の整備

釧路東部消防組合浜中消防署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設及び人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効使用できるよう維持管理の適正を図る。

## ○資料編 [各種資料] 資料40 消防力の現況

### 第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

釧路東部消防組合浜中消防署及び道は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

(1) 釧路東部消防組合浜中消防署は消防職員に対し、知識、技術及び体力の向上を図るため釧路東部消防組合消防計画の消防職員教育訓練実施計画に基づき教育訓練を実施する。

(2) 釧路東部消防組合浜中消防団は消防団員に対し、知識、技術及び体力の向上を図るため釧路東部消防組合消防計画の消防団員教育訓練実施計画に基づき教育訓練を実施する。

#### 第4 広域消防応援体制

釧路東部消防組合浜中消防署は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

## 第12節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、この計画の定めるところによる。水防活動実施に当たっては、町、道及び釧路東部消防組合、浜中消防団等、防災関係機関の円滑な連携のもと機関相互の円滑な連携のもとに実施する。

### 第1 水防区域

町内河川のうち、市街地における低地帯の浸水予想区域は、資料29のとおりである。

#### ○資料編 [各種資料] 資料29 市街地における低地帯の浸水予想区域

### 第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第15節「融雪災害予防計画」による。

#### 1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

#### 2 予防対策

(1) 特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(2) 洪水浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項について定める。

ア 当該浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

(3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達を定める。



(4) 町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるための必要な措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(5) 町は、民間事業所や住民組織等を水防協力団体として指定する等、多様な主体の参加により、水防体制の一層の充実を図る。

### 3 ゲリラ豪雨、集中豪雨等への対応

ゲリラ豪雨については、現状では予測が難しく、基準となる降雨強度等の定義は確立されていないため、暫定的に各雨量観測所雨量情報を活用し、記録的豪雨に関する警報発令、又は1時間の雨量60mm程度以上が10分間以上継続した場合（10分間で10mm程度以上）には、緊急事態として、要配慮者対策に向けた体制の構築、町域の浸水危険箇所の通行止め等の処置をとる。

なお、前線の低気圧等による大雨又は局地的な豪雨（集中豪雨等）については、発生時の雨水流出抑制対策として、あらかじめ次のような対応を図る。

(1) 集中豪雨等に対して、治水対策による整備のみでは、効果的な浸水抑制が見込めない場合も考えられるため、多様な主体と連携し、効率的に浸水被害の最小化を図る。

## 第3 国の水防活動（特定緊急水防活動）

国土交通大臣は、洪水、高潮等により著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

- (1) 当該災害の発生に伴い侵入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

## 第4 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下本節において「法」という。）第32条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防御により被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

### 1 水防の責務

法に定める関係機関及び地域住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりである。

#### (1) 町長（水防管理者）の責務

町長（水防管理者）は、法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

### 2 水防組織

第3章第1節「組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により、水防に関する事務を処理する。

### 3 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、第3章第1節「組織計画」の定めに基づき、所轄する。

#### 4 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めるときは、釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路地方気象台等と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

##### (1) 雨量観測

- ア 浜中町榊町【釧路地方気象台所管観測所】
- イ 浜中町茶内原野（茶内原野西13線）【釧路地方気象台所管観測所】
- ウ 浜中町茶内市街（ノコベリベツ川監視カメラ等）【浜中町所管】

##### (2) 潮位観測

釧路開発建設部（根室港湾事務所）が霧多布港内に設置している潮位観測器のデータを基に行う。

##### (3) 水位観測

- ア 浜中町茶内市街（ノコベリベツ川監視カメラ目視観測）【浜中町所管】
- イ 浜中町琵琶瀬（琵琶瀬川水門潮位、内水位監視）【水産庁所管、浜中町管理】
- ウ 浜中町新川（新川水門潮位、内水位監視）【国土交通省水管理・国土保全局所管、浜中町管理】

#### 5 水防区域を防御するための地域分担

水防区域を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防長又は消防署長及び消防団長が、必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

分担区域	河川名	消防機関・消防団
霧多布 区域	新川	浜中消防署及び浜中消防団（第1分団）
浜 中 区 域	姉別川	浜中消防署及び浜中消防団（第2分団）
茶 内 区 域	ノコベリベツ川	浜中消防署及び浜中消防団（第3分団）
散 布 区 域	火散布川・藻散布川	浜中消防署及び浜中消防団（第4分団）
琵琶瀬 区域	琵琶瀬川	浜中消防署及び浜中消防団（第5分団）
姉 別 区 域	姉別川・別当賀川	浜中消防署及び浜中消防団（第6分団）
奔幌戸 区域	仙鳳趾川・幌戸川・奔幌戸川	浜中消防署及び浜中消防団（第7分団）

#### 6 河川、堤防の巡視等

(1) 浜中消防署及び浜中消防団各分団（以下本節において「各分団」という。）は、洪水予報の通知を受けたときは随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を消防長に報告し、消防長は町長に報告する。

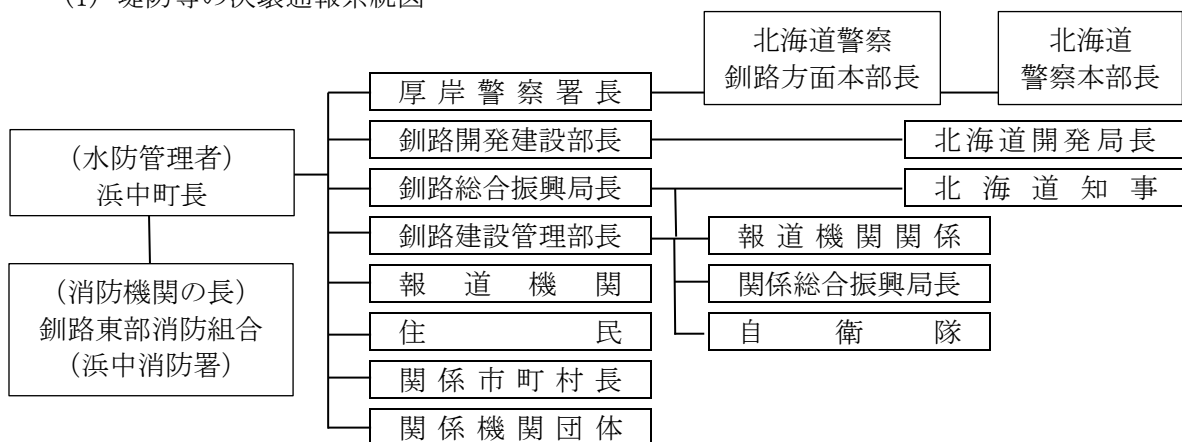
なお、水位が警戒水位に達したときは、北海道水防信号規則、第1信号により地域住民に周知する。

- (2) 各分団は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちに、第2信号を打鐘し団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を団長に報告し、団長は町長に報告する。
- (3) 各分団は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を団長に報告し、団長は町長に報告する。
- (4) 各分団は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を団長に報告し、団長は町長に報告する。
- (5) 樋門施設の管理者は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分に発揮できるように努める。
  - ア 施設管理者は、気象警戒等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行う。
  - イ 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作について支障のないようにする。
  - ウ 操作要領には、次のことを定める。
    - (ア) 目的
    - (イ) 点検整備要領
    - (ウ) 操作員氏名
    - (エ) 操作の時期及び通報
    - (オ) 操作に関する記録及び報告
    - (カ) その他

## 7 決壊・越水通報

堤防等が決壊した場合、水防管理者（町長）又は消防機関の長は、ただちに次の系統図により通報する。

### (1) 堤防等の決壊通報系統図



注) 消防機関の長は、町長（水防管理者）が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ通報を行う。

(2) 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び消防団、水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努める。

8 避難及び立退き

避難及び立退きは、堤防等が決壊した場合、又は破堤の恐れがあるときは、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

9 洪水警報情報の伝達

警戒情報及び避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次による。

方法 区分	警鐘信号	サイレン	摘要
第1信号	●休止 ●休止 ●休止	●-休止-●-休止-●-休止 5秒-15秒-5秒-15秒-5秒-15秒	氾濫注意水位に達したことを知らせる信号。
第2信号	●-●-● ●-●-● ●-●-●	●-休止-●-休止-●-休止 5秒-6秒-5秒-6秒-5秒-6秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせる信号。
第3信号	●-●-●-● ●-●-●-● ●-●-●-●	●-休止-●-休止-●-休止 10秒-5秒-10秒-5秒-10秒-5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせる信号。
第4信号	乱打	●-休止-●-休止 1分-5秒-1分-5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

(備考) (1) 信号は、適宜の時間継続すること。

(備考) (2) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

(備考) (3) 危険が去ったときは口頭、電話、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車により周知すること。

10 主要資機材の備蓄

町の防災資機材は、資料34のとおりである。

なお、町は水防協力団体と連携して、計画的に水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達する数量等を確認し、災害に備える。

○資料編 [各種資料] 資料34 防災資機材倉庫等

11 非常監視及び警戒

水防管理者（町長）は、町内の水防区域内を巡視、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、速やかに当該河川管理者に連絡する。

(1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ

(2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ

- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 取・排水門の両そで又は底部より漏水と扉の閉まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常

## 12 非常配備体制

- (1) 水防管理者（町長）は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとる。

- ア 水防管理者（町長）が水防活動を必要と判断したとき
- イ 知事から指示があったとき

- (2) 非常配備の体制は、第3章第1節「組織計画」による。

水防管理者（町長）が、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときはただちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

## 13 警戒区域の設定

- (1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができる。

この場合、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行う。

- (2) (1)に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者からの要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

## 14 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に水防作業を実施する。

その工法はおおむね次のとおりである。

- (1) 土のうの積み上げ
- (2) 木流し、三基枠等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆

## 15 事業所との連携

町は、町内の建設業者等への水防協力団体としてあらかじめ協力を要請する等、事業所との連携を図り、出水時の円滑な水防活動を実施に努める。

## 16 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求める。

なお、茶内市街ノコベリベツ川の水害対策については、「浜中町ノコベリベツ川水害対策連絡会議」を設置して連携を図る。

#### 17 水防解除

水防管理者（町長）は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、住民に周知する。

#### 18 水防報告

##### (1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに釧路総合振興局長に報告する。

ア 消防機関を出動させるとき

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき

ウ その他の報告が必要と認める事態が発生したとき

##### (2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告（別記第5号様式）を翌月5日までに、釧路総合振興局長に2部提出する。

○資料編 [各種様式] 別記第5号様式 水防活動実績報告書

### 第13節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、この計画の定めるところによる。

#### 第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 学校、保育所及び医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。  
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
  - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
  - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行う。
  - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
  - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施するほか、災害時における農業協同組合との連携を図る。

#### 第2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

##### 1 竜巻からの身の守り方

- (1) 屋内にいる場合
  - ア 窓を開けない。
  - イ 窓から離れる。
  - ウ カーテンを引く。
  - エ 雨戸・シャッターを閉める。
  - オ 地下室や建物の最下階に移動する。
  - カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
  - キ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
  - ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- (2) 屋外にいる場合
  - ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
  - イ 橋や陸橋の下に行かない。
  - ウ 近くの頑丈な建物に避難する。

- エ 頑丈な建物がない場合には、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
- オ 飛来物に注意する。

### 第3 分野別対応策の検討

#### 1 農作物・農地関係

特殊な気象条件下においては、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物等に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- (1) 風速50m/s異常に耐える耐候性ハウスの設置
- (2) 風害等を受けやすい地域におけるの打ちよの災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- (3) 農作物等に対する被害への対応の検討



## 第14節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下本節において「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、北海道雪害対策実施要綱（以下本節において「道要綱」という。）に準じ、防災関係機関との相互連携のもとに実施する。

### ○資料編〔条例・規則等〕 資料15 北海道雪害対策実施要綱

#### 第1 実施責任者

- 1 一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、北海道開発局釧路開発建設部が行う。
- 2 道道で北海道所管にかかわる道路は、釧路総合振興局釧路建設管理部が行う。
- 3 町道については、町が行う。
- 4 交通規制
  - (1) 厚岸警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行禁止、制限及び駐車禁止等の交通規制を行う等の措置を講ずる。
  - (2) 道路管理者は、雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止及び制限等の交通規制を行う等所要の対策を講ずる。

#### 第2 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、道要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (6) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - ア 食料、燃料等の供給対策
  - イ 医療助産対策
  - ウ 応急教育対策
- (7) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (8) 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

### 第3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に配慮する。

- 1 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定する。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等交通の妨げにならないよう排雪する。
- 2 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に努めなければならない。

### 第4 警戒体制

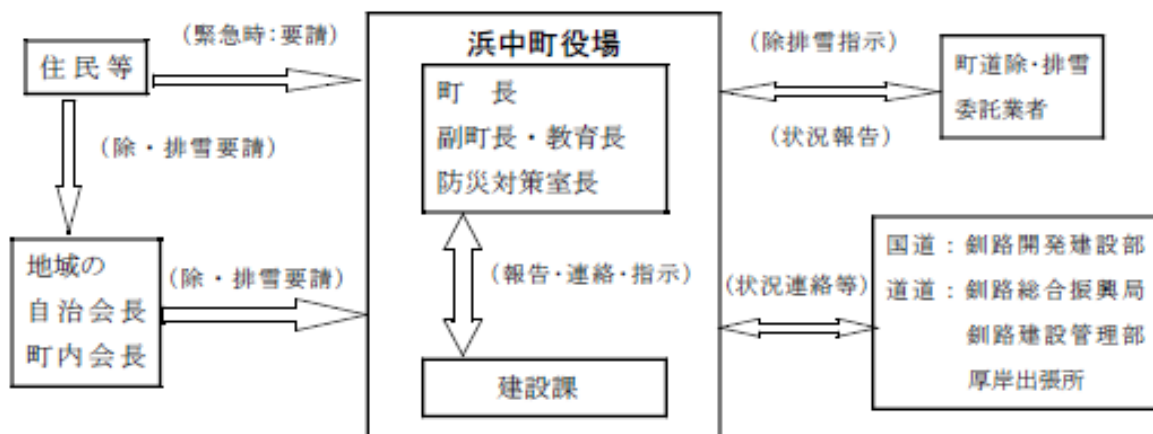
関係機関は、気象官署の発表する予報・警報等及び情報を勘案し、必要と認める場合はそれぞれの定める警戒体制に入る。

- 1 町長は、本部設置基準により、次の状況を勘案し、必要と認めたときは、本部を設置する。
  - (1) 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
  - (2) 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から特に緊急、応急措置を要するとき。
- 2 町長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めたときは、職員をもって事態に対処する。
- 3 町長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容する。

### 第5 避難救出措置

雪害の発生により孤立地域が発生したときは、町は、関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

#### ●雪害時の連絡体制



## 第15節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害は（以下本節において「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、北海道融雪災害対策実施要綱（以下本節において「道要綱」という。）に準じ、防災関係機関の相互の連携のもとに、本章第11節「水害予防計画第3水防計画」に定めるもののほか、次のとおりである。

### ○資料編〔条例・規則等〕 資料16 北海道融雪害対策実施要綱

#### 第1 気象情報の把握

融雪期においては、釧路地方気象台等の情報により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

#### 第2 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、道要綱に準じ、所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動態勢並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

#### 第3 水防区域内の警戒

水防区域内及びなだれ、地すべり等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずる。

- 1 町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、地域住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。

- 2 町は、厚岸警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておく。
- 3 町は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図る。
- 4 町は、融雪出水前に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作点検を実施する。
- 5 道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図る。

#### 第4 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに関係機関及び資機材手持業者等とも十分な打ち合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

## 第16節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

### 第1 予防対策

#### 1 町

- (1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町同系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 地域住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (3) 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

#### 2 漁港・港湾管理者

高波、高潮による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を推進するものとする。

- 資料編 [各種資料]
- 資料28 高波・高潮・津波等危険区域
  - 資料29 市街地における低地帯の浸水予測区域

## 第17節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、この計画の定めるところによる。

### 第1 現況

#### 1 土砂災害警戒区域

【R4.1.1】

区分	該当箇所数
地すべり	1箇所
急傾斜地の崩壊	35箇所
土石流	18箇所
計	54箇所

#### 2 山地災害危険地区

【R4.1.1】

区分	該当箇所数
山腹崩壊	36箇所
崩壊土石流出	11箇所
計	47箇所

○資料編 [各種資料] 資料30 土砂災害警戒区域

資料31 山地災害危険地区

### 第2 予防対策

#### 1 土砂災害危険箇所の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、地域住民及び関係機関に周知徹底を図る。

#### 2 土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備

町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害危険箇所の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努める。

##### (1) 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害危険箇所の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図る。

## (2) 警戒避難体制の活動

土砂災害に関する気象情報等	活動内容
大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備
大雨警報（土砂災害）	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断
土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化 (3) 避難場所の開設準備 (4) 避難指示の発令判断
土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合	(1) 自主避難の広報 (2) 避難指示の発令判断 (3) 避難場所の開設 (4) 応急対策の準備

## 3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

## (1) 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった場合に、町長が防災活動や地域住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うことや地域住民の自主避難の判断等の参考となるよう、釧路総合振興局釧路建設管理部と釧路地方気象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。

なお、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象としていない。

## (2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、釧路総合振興局釧路建設管理部と釧路地方気象台が協議して行う。

## ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

## イ 解除基準

降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合

(3) 情報の収集及び伝達体制

土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

**4 避難指示等の発令基準**

避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、地域住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

なお、避難指示発令基準については、第5章第4節第4「避難指示等の発令基準」に準ずる。

**5 避難指示等の発令対象地域**

土砂災害警戒区域となる。区域は資料30のとおりである。

**6 避難所の開設・運営**

避難所の開設・運営に関しては、第5章第5節第9「避難場所等の開設」及び第5章第5節第11「避難所等の運営管理等」に準ずる。

**7 防災意識の向上**

土砂災害危険箇所や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法等を記載したハザードマップを作成し、地域住民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。

**8 形態別予防計画**

土地の高度利用と開発に伴い、がけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり土砂災害防止の予防対策を実施する。

(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

地域住民に対し、崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また、定期的に点検を行う。

危険区域の地域住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や地域住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）等の周知・啓発を図る。

(2) 山地災害防止対策

町が行う災害予防対策は次のとおりとする。

ア 山地防災ヘルパーの活用

町は、山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するため、道が認定する山地防災ヘルパーによる地域に密着した山地災害等の情報をもとに、緑地等の保全に努める。

イ 山地災害の把握と二次災害防止措置



山地防災ヘルパーの活動は、山地災害の原因となる異常兆候を把握し、山地の災害や治山施設の被災状況及び二次災害の防止のための監視を行っていることから、町は、これらの山地防災ヘルパーの活用や道との連携により、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適切な指導を行う。

ウ 山地災害危険地区の周知

町は、地域住民に対し、山地災害危険地区の周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努める。

(3) 土石流予防計画

地域住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また、定期的に点検を行う。

危険区域の地域住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や地域住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。

## 第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

### 第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は防災関係機関と相互に連携し、実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

### 第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱（以下本節において「道要綱」という。）に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

## ○資料編 [条例・規則等] 資料15 北海道雪害対策実施要綱

### 第3 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町は、道及び国等道路管理者と連携して除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

#### 1 除雪体制の強化

- (1) 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- (2) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

#### 2 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- (1) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- (2) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

### 3 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

## 第4 雪に強いまちづくりの推進

### 1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

### 2 積雪期における指定避難所等の確保

町は、積雪期における指定避難所等の確保に努める。

## 第5 寒冷対策の推進

### 1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

### 2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（スコップ、防寒具等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

### 3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

### 4 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

## 第19節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

### 第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

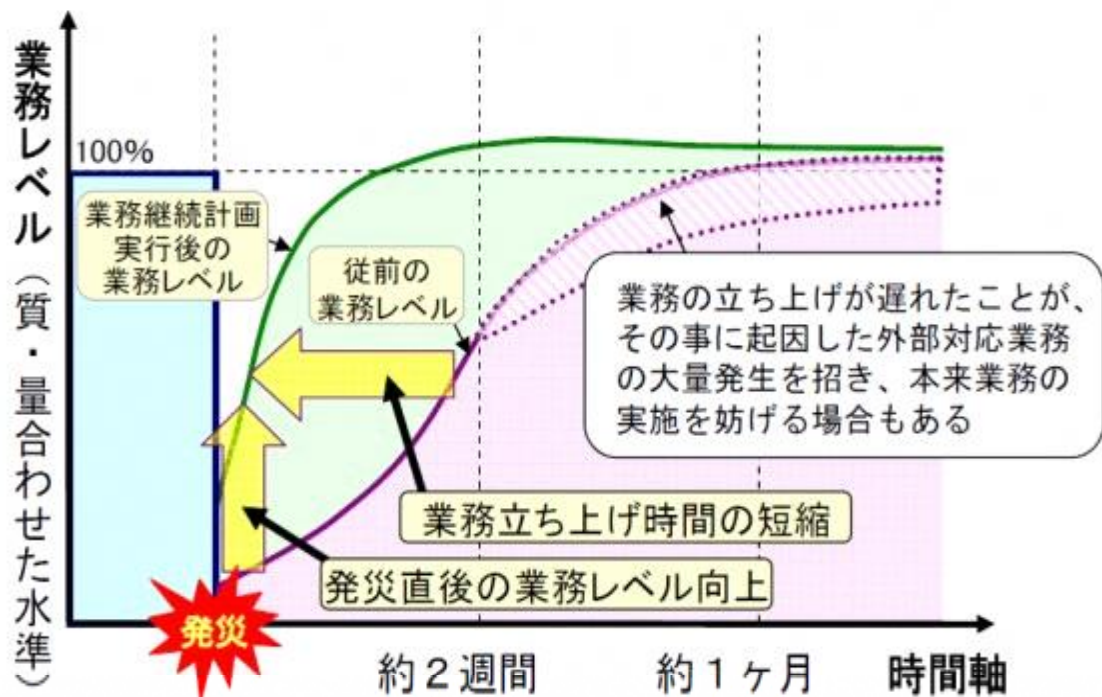
## 第20節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

### 第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に町、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

#### ●業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



### 第2 業務継続計画（BCP）の策定

#### 1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定にあたっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、役場庁舎が使用できなくなった場合の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常優先業務の整理について定めておくものとする。

## 2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

## 第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に災害対策の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

## 第21節 防災拠点機能の整備に関する計画

町は、災害時における応急措置を迅速にかつ的確に実施するため、的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる防災拠点等の整備については、本計画の定めるところによる。

### 第1 町における防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図る上で、住民の避難地又は防災活動の拠点となる場所を確保することは重要なことである。本町の場合、地理的に霧多布半島地区と対岸地域が道道霧多布岬線（霧多布大橋）で結ばれており、災害（地震・津波）により当該施設が陥没などで通行に支障が出た場合、避難行動はもとより、救出活動や復旧活動などの応急対策活動にも影響を及ぼすことが考えられる。

#### 1 役場新庁舎

防災対策本部の設置場所とし、災害の応急活動の指揮・指令等災害時の中枢機能を果たすための資機材を整備する。

また、指定避難所として必要な資機材や備蓄飲食料等を整備する。

#### 2 茶内支所

役場庁舎との往来が不通となる場合など、必要に応じて現地対策本部を設置する。現地対策本部施設として各種情報の収集、処理、伝達、災害応急活動の機能を果たすための設備や資機材等を整備する。

#### 3 浜中支所

役場庁舎との往来が不通となる場合など、必要に応じて現地対策本部を設置する。現地対策本部施設として各種情報の収集、処理、伝達、災害応急活動の機能を果たすための設備や資機材等を整備する。

#### 4 防災広場

災害時に消防隊や消防団の活動拠点となる敷地、消防車両などの駐車やヘリコプターの離発着場所を整備する。

また、消防の臨時通信を行う活動救援室や災害復旧資材庫となる防災倉庫を整備する。

#### 5 その他の公共施設

町は、公共施設を災害別の指定避難所や指定緊急避難場所に定めた場合は、必要な設備の整備に努める。